

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和7年2月26日

取支等命令者

佐賀県立鹿島高等学校 江口 孝之

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度便所清掃業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書による |
| (3) 委託期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (4) 委託業務場所 | 佐賀県立鹿島高等学校赤門学舎
佐賀県立鹿島高等学校大手門学舎 |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和6年度～令和8年度の清掃業務に係る入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する者。県内に支店を有し、県内従業者比率が50%以上又は県内従業員数50人以上、若しくは誘致企業。）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) この公告の日から当該業務の入札の日までの間に、佐賀県知事が行う指名停止の処分の期間中にはない者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、「入札参加届」（別紙様式1）と「営業概要書」（別紙様式2）を令和7年3月12日（水）16時までに佐賀県立鹿島高等学校大手門学舎事務室に持参又は郵送（同日時必着）すること。

なお、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」（別紙様式5）を入札時までに書面で提出すること。

※担当

郵便番号 849 - 1311 佐賀県鹿島市大字高津原 539
佐賀県立鹿島高等学校 大手門学舎 事務室

電話 0954 (63) 3126 FAX 0954 (63) 9007

E-mail: kashimakoukou@pref.saga.lg.jp

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先
前記3と同じ。

- (2) 入札関係書類の交付方法

令和7年2月26日から令和7年3月18日までの期間、佐賀県ホームページ
(<http://www.pref.saga.lg.jp/>) に登載する。もしくは、前記3で随時交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。なお、現場確認が必要な場合は、前記3担当者へ確認すること。

- (4) 入札日時及び場所等

ア 日 時 令和7年3月18日（火）15時00分

イ 場 所 佐賀県鹿島市大字高津原 539

佐賀県立鹿島高等学校 大手門学舎 中講義室

ウ 入札方法 入札は入札書（別紙様式4）により、本人又は代理人が持参すること。
ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状（別紙様式3）
を提出すること。

- (5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又は
その代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に係のない学校職員を立ち合わせて
行う。

5 その他

- (1) 最低制限価格の設定

佐賀県財務規則第107条第1項の規定に基づき最低制限価格を設定する。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定に
より免除とする。

- ② 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除とする。

- (3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当
する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切
捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額にかか
る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の
100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額の最初に円の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 一人で2以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のない者
- コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。
- ウ 令和7年2月の議会において、当該業務の予算が成立しないとき。この場合は佐賀県教育委員会ホームページにより公告する。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。なお、入札の結果、最低制限価格を下回る価格で申し込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。
ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない学校職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。

オ 総額による最低価格をもって落札価格とする。